

多賀城市保育の必要性の認定に関する基準（案）及び
利用調整の考え方について

平成26年9月8日
多賀城市こども福祉課

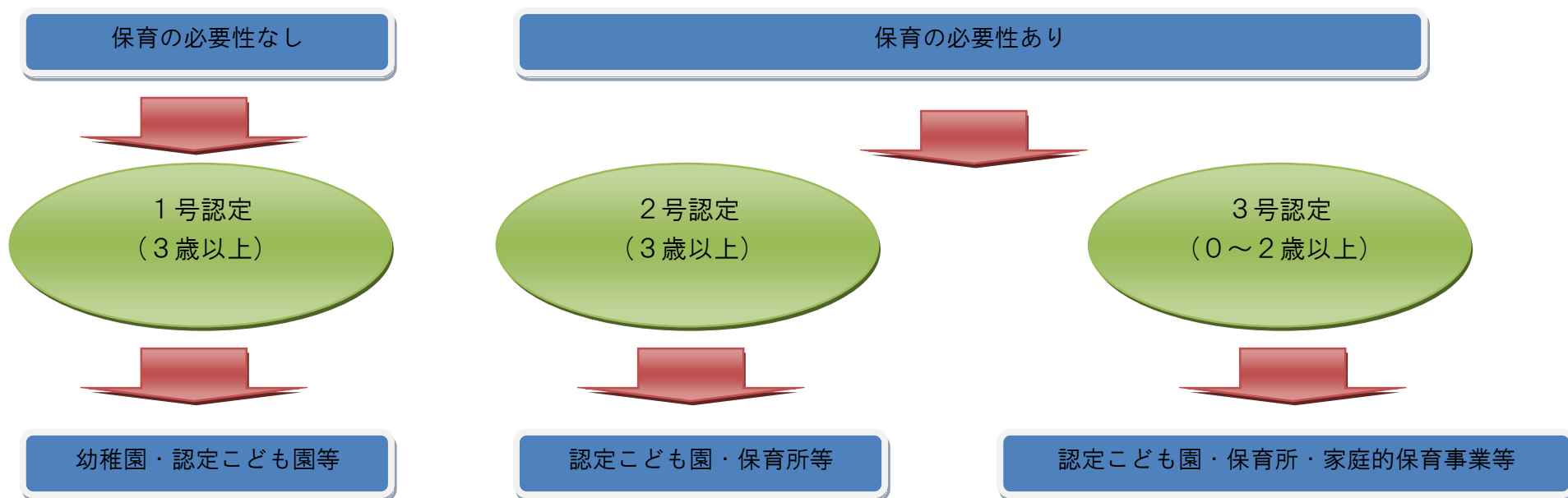
1. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき保育の必要性や子どもの認定区分(※1)等を決定し、認定を受けた子どもが利用する施設に市町村からの財政支援として給付をする仕組みとなった。保育の必要性の認定にあたっては、国が定める子ども・子育て支援法施行規則に基づき、市町村が定めることとされたものについて、基準を示されています。

なお、保育の必要性の認定では、①「保育の必要性の事由」(保護者の就労、疾病など)、②「認定区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分)、③「優先利用」を勘案して判断する。また、現行では「保育に欠ける」要件とされていたものが、新制度では「保育を必要とする」要件と表現が改められました。

保育の必要性の認定に関して、市町村が定めるべきものは、就労の事由に関する下限時間及び各事由に類するものとして市町村が定める事由等であり、法形式は必ずしも条例で定める必要はないとされました。

※1 【子どもの認定区分】



2. 多賀城市の保育の必要性の認定に関する基準（案）について

(1)保育の必要性の事由について

項 目	国の示す基準	本市の基準	本市の考え方
保育の必要性の事由	<p>保育の必要性の認定に係る事由について、小学校就学前の子どもの保護者いずれもが、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>④同居の親族（長期期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>⑥求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。</p> <p>⑦次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア：学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>イ：公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練、又は認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>⑧次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア：児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <p>イ：配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。</p> <p>⑨育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める事由に該当すること</p>	<p>国の基準に従う</p> <p>※①の下限時間については、次頁参照。</p>	<p>国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準に従うこととする。</p>

【補足】

「⑩その他、上記に類する状態にあるとして市町村が認める場合」の運用については、国の基準に照らし合わせることを基本とし、様々な状況の下で支援が必要な家庭に対して個別具体的に対応することとする。

(2) 認定区分(保育必要量)について

	国の示す基準		本市の基準	本市の考え方
認定区分 (保育必要量)	保育標準時間	1日11時間までの利用 ※就労時間の下限は、1ヶ月あたり120時間以上	国の基準に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準に従うこととする。
	保育短時間	1日8時間までの利用 ※就労時間の下限は、1ヶ月あたり48時間から64時間までの範囲内で地域の就労実態等を考慮して市町村が定める。	国の基準に従う ただし、就労時間の下限は、1ヶ月あたり60時間以上で、1日につき4時間以上及び1か月につき15日以上とする。	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準に従うこととする。 下記の「【下限時間について】」を参照。

【補足】

区分は、就労、親族の介護・看護を事由とした保育認定をする際のものである。

また、妊娠・出産、災害復旧、虐待・DV（配偶者に対する暴力）のような事由については、保育標準時間を基本とするとされている。

なお、求職、育休については、保育短時間とする。

【下限時間】設定への市の方針

現行では、保護者の就労により保育に欠けるとされる場合、1日4時間以上及び月15日以上として月60時間を下限とし、保育所入所の選考を行っている。平成26年4月1日の待機児童数は72人であり、昨年度とほぼ横ばいであり、特に、0～2歳児の割合が全体の9割を占めている。

社会状況の変化等に伴う更なる保育ニーズの増加が見込まれる状況であるため、下限時間を48時間としても現状では、就労時間の短いケースが保育所、こども園へ入所することは困難であり、現実的な下限時間の設定とは言えない。また、下限値を64時間にする場合も、既に入所している児童との整合性がとれないことから不利益になることも考えられる。

これらの状況を勘案し、就労時間の下限時間は、現行の1か月あたり60時間以上で、1日につき4時間以上及び1か月につき15日以上とする。

市としては、今後、多賀城市子ども・子育て支援事業計画（仮称）で策定する確保方策等を進めることにより、待機児童の解消を目指す。

就労の下限時間については、今後の社会情勢や待機児童数の変化による保育需要の変動等により、必要に応じて適宜検討することとする。

(3) 優先利用について

項目	国の示す基準	本市の基準	本市の考え方
優先利用	優先利用の対象として考えられる事項の例 （実施主体である市町村でそれぞれ検討・運用） ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDV（配偶者に対する暴力）のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業などの卒園児童 ⑨ <u>その他市町村が定める事由</u>	左に示す事項に次の項目を追加する。 ・産後休暇明け ・同居の親族、その他の者が保育をできる場合は減点	<u>産後明けの保育の利用があり得ること、また、同居親族等があり、保育できる状況にある場合については、減点するという方向性とする。</u>

【⑨その他市町村が定める事由】として考えられるもの等

※選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮する。

※また、国では、「市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる」としているが、本市としては、労働者の観点で見れば同じ立場であることから特段の配慮とはしないものとする。

(4) 基準の制定時期について

本市では、基本的には、国が示す考え方・事項を用いるとともに、今後入所案内の11月までに、本市規則等で規定していく予定である。

3 利用調整方法についての考え方

利用調整については、現行の状況を踏まえつつ、市町村ごとに運用するものとされていることから、「事由」・「保育必要量」・「優先利用」の事項に応じて、あらかじめ点数を設定し透明性を高め、保護者の希望する施設・事業等をふまえ、点数の上位の者から選考する仕組みとするものとする。

保育の必要性の認定について②

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)



新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
- ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

